

国立研究開発法人国立環境研究所会計規程

平成13年4月1日規程第17号
平成13年11月 8日一部改正
平成19年12月20日一部改正
平成20年10月16日一部改正
平成21年 3月12日一部改正
平成21年 6月 1日一部改正
平成27年 4月 1日一部改正
平成31年 3月27日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、その事業の財政状態及び運営状況を明らかにすることにより、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(準拠規程)

第2条 研究所の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）及び国立研究開発法人国立環境研究所法（平成11年法律第216号。以下「個別法」という。）、国立研究開発法人国立環境研究所に係る独立行政法人通則法の施行に関する省令（平成13年環境省令第14号。以下「省令」という。）及びその他関係法令並びに国立研究開発法人国立環境研究所業務方法書に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(年度所属区分)

第3条 研究所の資産、負債及び純資産の増減、異動並びに収益、費用は、その原因となる事実が発生した日の属する年度により所属する年度を区分することとする。ただし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日の属する年度による。

(実施要領)

第4条 この規程を実施するために必要な要領は、研究所の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める。

(予算管理)

第5条 研究所は毎事業年度ごとに予算を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて管理する。

第2章 会計組織

(会計単位)

第6条 会計は、研究所をもって会計単位とし、総務部長を会計責任者とする。

(職務分掌)

第7条 理事長は、別に定めるところにより研究所の会計事務を分掌させるものとする。

第3章 勘定及び帳簿組織

(勘定区分及び勘定科目)

第8条 研究所の取引は、別に定める勘定科目により区分して整理するものとする。

(帳簿等)

第9条 研究所は、会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録・保存するものとする。

- 2 帳簿及び伝票の様式及び保存期間については別に定める。
- 3 帳簿等の記録・保存については、電子媒体によることができる。

(証拠の整理)

第10条 研究所の資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用の発生に関する取引については、伝票を作成し、これにより記録・整理するものとする。なお、伝票に関する証拠書類は、原則として、発行された伝票に添付して整理するものとする。

第4章 予算

(予算実施計画及び収支計画の作成)

第11条 理事長は、毎事業年度開始前に通則法第31条第1項に定める年度計画に基づいて、予算実施計画を作成するものとする。

- 2 前項の規定による予算実施計画においては、運営費交付金と受託業務費等とは区分して整理するものとする。
- 3 理事長は必要があると認めるときは、予算実施計画を変更することができる。
- 4 予算実施計画を定めるに当たっては、別に収支計画を作成するものとする。

(予算の執行)

第12条 予算の執行にあたっては、前条第1項の規定により作成された予算実施計画に基づき、契約その他支出の原因となる行為を行うものとする。

- 2 予算は、別に定める管理簿等によって執行状況を常に明らかにしておくものとする。

第5章 金銭等の出納

(金銭及び有価証券の定義)

第13条 金銭とは、現金及び預金をいう。

- 2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他環境大臣の指定する有価証券をいう。
- 3 現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 4 預金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。

(取引銀行等)

第14条 研究所は、金融機関等（以下「銀行等」という。）を指定して預金口座を設けることができる。

(預金口座の約定)

第15条 預金口座の約定は、理事長又は特に委任した役員がこれを行うものとする。

(収納)

第16条 研究所の収入となるべき金額を収納しようとするときは、債務者に対して書面により債務の請求を行うものとする。

2 収納金は、銀行等口座振込により受け入れるものとする。ただし、やむを得ず現金で受け入れた場合は、その日又はその翌日までに銀行等に振込まなければならない。

(支払)

第17条 支払は、原則として、銀行等口座振込により行うものとする。ただし、職員に対する支払その他取引上必要ある場合は、現金をもって行うことができる。

2 支払にあたっては、その相手から領収書又はその他の証拠書類を徴しなければならない。ただし、銀行等口座振込の場合は、振込依頼銀行の振込通知書等をもって、これに代えることができる。

(前払い又は仮払い)

第18条 経費の性質上又は業務運営上において必要があるときは、別に定める経費について前払い又は仮払いをすることができる。

(役職員等による立替金の支払)

第19条 役職員等は、緊急やむを得ない場合において、物品の購入代金又は経費の立替支払を行おうとするときは、別に定める者の承認を受けてこれを行うことができる。

(現金の保管)

第20条 現金は、業務上必要な額を除いて、理事長の指定した銀行等に預け入れるものとする。

(小口現金)

第21条 前条の規定にかかわらず、業務上緊急時における支払及び常用雑費の支払に充てるため、小口現金を保有することができる。

2 前項に規定する小口現金の保有限度額は、別に定める。

(金銭の過不足)

第22条 金銭に過不足を生じたときは、速やかにその事由を調査して、必要な措置をとらなければならない。

第6章 資金

(資金管理)

第23条 資金の調達及び運用については、予算実施計画に基づき資金計画を策定し、有効かつ適切に実施するものとする。

(資金調達及び運用)

第24条 通則法第45条における短期借入金等の資金の調達及び同法第47条における資金の運用は、前条における資金計画に基づき会計責任者が理事長の承認を得て実施するものとする。

第7章 資産

(資産の区分)

第25条 資産は、流動資産、固定資産に区分する。

- 2 流動資産は現金・預金、有価証券、棚卸資産、前払費用、未収収益、その他これらに準ずるものとする。
- 3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、その他の資産とする。ただし、耐用年数が1年未満又は取得価額が50万円未満の償却資産については、原則として資産計上しない。
 - (1) 有形固定資産は、建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定その他これらに準ずるものとする。
 - (2) 無形固定資産は、特許権、実用新案権、ソフトウェアその他これらに準ずるものとする。
 - (3) その他の資産は、敷金・保証金その他これに準ずるものとする。

(有価証券の評価方法)

第26条 有価証券については、原則として購入代価に付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならないものとする。

(棚卸資産の範囲)

第27条 棚卸資産は、製品、副産物、作業くず、半製品、原料、材料、仕掛品、半成工事、消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上とする。

(棚卸資産の評価方法)

第28条 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法、最終仕入原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならないものとする。

(固定資産の価額)

第29条 固定資産の取得価額は次の各号に定めるところによる。ただし、無形固定資産については、有償取得の場合に限りその対価をもって取得価額とする。

- (1) 新規に取得するものについては、買入価額、制作費又は建設費に当該資産を事業の用に供するまでに通常必要とする費用を加算した価額による。
- (2) 交換により取得するものについては、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額による。
- (3) 寄附、譲与、その他により評価編入するものについては、それぞれの資産を適正に評価した価額による。
- (4) 政府から現物出資として受入れた固定資産については、出資された額をもって取得価額とする。

(固定資産の管理)

第30条 固定資産は、その増減及び異動を物件別に帳簿によって管理するものとする。

- 2 固定資産の管理、その他必要な事項については別に定める。また、第25条の定めるところにより有形固定資産として計上しなかった財産のうち、固定資産に準じて取扱うべきものについても同様とする。

(減価償却)

第31条 固定資産の減価償却は、定額法に従って行うものとする。

- 2 耐用年数、残存価額等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準を勘案して、減価償却を行うものとする。なお、特定の研究のために購入した固定資産の減価償却を行う期間については、個別の事情を勘案して定めるものとする。

第8章 負債及び純資産

(負債の区分)

第32条 負債は、流動負債、固定負債に区分する。

- 2 流動負債は、運営費交付金債務、預り施設費、預り寄附金、短期借入金、買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金、前受収益、引当金、その他これらに準ずるものとする。
- 3 固定負債は、資産見返負債、長期預り寄附金、引当金、その他これらに準ずるものとする。

(純資産の区分)

第33条 純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（又は欠損金）に区分する。

- 2 資本金は個別法第6条に規定する政府出資金及びその他の出資金とする。
- 3 資本剰余金は、資本取引により生じた資本剰余金から施設費等で取得した固定資産に係る減価償却相当累計額、減損損失相当累計額、利息費用相当累計額を控除した額とする。この場合の資本取引には、贈与資本及び評価替資本に係る取引のほか、施設費等によって固定資産を取得する取引を含めるものとする。
- 4 利益剰余金（又は欠損金）は、通則法第44条第1項に基づく積立金、個別法において定められている場合における前中長期目標期間繰越積立金、通則法第44条第3項により中長期計画で定める用途に充てるために用途ごとに適当な名称を付した積立金及び当期未処分利益（損失）とする。

第9章 契約

(一般競争契約)

第34条 売買、賃貸、請負、その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。

(指名競争契約)

第35条 契約が次の各号に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争に付するものとする。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札に付する必要があるとき。

(2) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

2 業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、前条の規定にかかわらず指名競争に付することができる。

(随意契約)

第36条 契約が次の各号に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

(2) 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。

(3) 競争に付することが、不利と認められるとき。

2 その他業務運営上必要がある場合として別に定める場合においては、随意契約によることができる。

(複数年度契約)

第36条の2 研究所は、契約の性質又は目的に応じて、複数年度にわたる契約を締結することができる。

(競争の方法)

第37条 第34条及び第35条の規定による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(落札の方式)

第38条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手とするものとする。ただし、支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 契約の性質又は目的から前項の規定により契約の相手方を決定することが困難な場合においては、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第39条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項その他履行に関する必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、この限りではない。

(監督及び検査)

第40条 工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れに係る契約その他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事等の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む）をするため必要な検査をしなければならない。

3 前2項の場合において、物件の給付完了後相当期間内に破損、変質、性能低下その他の事故が生じた場合には取替、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、これにより給付の内容が担保されると認められる契約については、第1項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

第10章 決算

(月次決算)

第41条 研究所は、月次の財務状況を明らかにするため別に定める書類を作成しなければならない。

(年度末決算)

第42条 年度末決算に際して、当該年度末における資産・負債の残高並びに当該期間における損益に関し真正な数値を把握するための各帳簿の締切りを行い、資産の評価、債権・債務の整理、その他決算整理を的確に行って、決算数値を確定しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第43条 理事長は前条の整理を行った後、次の財務諸表及び決算報告書を作成するものとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 損益計算書
- (4) 純資産変動計算書
- (5) キャッシュ・フロー計算書
- (6) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (7) 附属明細書

第11章 内部監査及び弁償責任

(内部監査)

第44条 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、必要と認めるときは監査室又は特に命令した職員に内部監査を行わせるものとする。

(会計上の義務と責任)

第45条 役職員は財務及び会計に関し適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行うものとする。

2 役職員は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、研究所に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(物品等の使用者の責任)

第46条 役職員は、故意又は重大な過失により業務の遂行上使用する研究所の固定資産及びその他の物品を亡失又は損傷した場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(弁償責任の決定及び弁償命令)

第47条 理事長は、役職員が研究所に損害を与えたときは、弁償の要否及び弁償額を決定するものとする。

第12章 雑則

(特例規定)

第48条 政府調達に関する協定に係る物品等又は特定役務の調達手続及び研究奨励寄附金業務に係る特例については、別に定める。

(理事長の権限)

第49条 この規程に定めるもののほか、出納、契約その他研究所の会計経理に関し必要な細則は、理事長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

改正附則（平成13年11月8日）

- 1 この規程は、平成13年11月8日から施行する。
- 2 平成13年度中は、第5条の2第3項の規定は適用しないものとする。

改正附則（平成19年12月20日）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

改正附則（平成20年10月16日）

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

改正附則（平成21年3月12日）

この規程は、平成21年3月12日から施行する。

改正附則（平成21年6月1日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

改正附則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則（平成31年3月27日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 第33条及び第43条の規定は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。